

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成9年10月1日作成  
 平成12年11月1日改訂  
 平成13年5月18日改訂  
 平成17年10月1日改訂  
 平成24年4月1日改訂  
 平成30年4月1日改訂

許認可等の種類	都市計画施設の区域または市街地開発事業の施行区域内における建築の許可
法令名	都市計画法（昭和43年法律第100号）
根拠条項	法第53条第1項
法令の定め	<p>都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等<sup>※</sup>の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一 政令で定める軽易な行為                  二から五まで 略</p> <p>※ 市の区域内にあつては、当該市の長。</p>
審査基準	<p>法第53条第1項に規定する許可にあつては、施設の管理者等の意見を聴取したうえで、法第54条に掲げる許可の基準（以下「許可基準」という。）に合致するかどうかについて判定を行い、許可基準に合致しないものについては、原則として許可しないものとする。</p> <p>[都市計画法第54条（抄）]                  都道府県知事等は、前条第1項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。</p> <p>一から二 略</p> <p>三 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。                  イ 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。                  ロ 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。</p>
標準処理期間	<p>当該申請から許可までに通常要する標準的な期間は、次のとおりとする。</p> <p>① 都市計画施設である道路、公園、緑地、広場、墓園その他公共空地ならびに土地区画整理事業に係る申請については、10日間とする。</p> <p>② 河川、市街地再開発事業等の①に掲げるもの以外に係る申請については、標準処理期間を定めない。</p>
申請先	<p>① 都市計画施設である道路に係る申請など②～④以外の申請                  函館市都市建設部都市計画課（電話 21-3363）</p> <p>② 土地区画整理事業の区域内に係る申請                  函館市都市建設部都市整備課（電話 21-3366）</p> <p>③ 市街地再開発事業の区域内に係る申請                  函館市都市建設部建築行政課（電話 21-3348）</p> <p>④ 都市計画施設である河川、公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地に係る申請                  函館市土木部公園河川管理課（電話 21-3431）</p>
備考	

注 標準処理期間には、休日を含まない。